

# 高知市土木請負工事 共通仕様書

平成27年4月

共通仕様書については、原則として「高知県建設工事共通仕様書」（平成21年4月改正）を準用することとする。

共通仕様書の構成は次のとおりである。、

第1編	共通編	
	第1章	総則・・・・・・・・・・・・・・・・ 高知市制定
	第2章	材料・・・・・・・・・・・・・・・・ 高知県共通仕様書準用
	第3章	一般施工・・・・・・・・・・・・ 高知県共通仕様書準用
	第4章	土工・・・・・・・・・・・・・・・・ 高知県共通仕様書準用
	第5章	無筋・鉄筋コンクリート・・・・ 高知県共通仕様書準用
第2編	河川編	・・・・・・・・・・・・・・・・ 高知県共通仕様書準用
	第1章	築堤・護岸
	第2章	浚渫（川）
	第3章	樋門・樋管
	第4章	水門
	第5章	堰
	第6章	排水機場
	第7章	床止め・床固め
	第8章	河川維持
	第9章	河川修繕
第3編	海岸編	・・・・・・・・・・・・・・・・ 高知県共通仕様書準用
	第1章	堤防・護岸
	第2章	突堤・人工岬
	第3章	海域堤防（人工リーフ，離岸堤，潜堤）
	第4章	浚渫（海）
	第5章	養浜
第4編	砂防編	・・・・・・・・・・・・・・・・ 高知県共通仕様書準用
	第1章	砂防ダム
	第2章	流路
	第3章	地すべり対策
	第4章	急傾斜地崩壊対策
第5編	ダム編	・・・・・・・・・・・・・・・・ 高知県共通仕様書準用
	第1章	コンクリートダム
	第2章	フィルダム
	第3章	基礎グラウチング
第6編	道路編	・・・・・・・・・・・・・・・・ 高知県共通仕様書準用
	第1章	道路改良
	第2章	舗装
	第3章	橋梁下部
	第4章	橋梁上部

	第5章	コンクリート橋上部	
	第6章	トンネル (NATM)	
	第7章	トンネル (矢板)	
	第8章	コンクリートジェット	
	第9章	鋼製ジェット	
	第10章	道路維持	
	第11章	雪寒	
	第12章	道路修繕	
第7編	港湾・漁港編	・・・・・・・・・・・・・・・・	高知県共通仕様書準用
第8編	治山編	・・・・・・・・・・・・・・・・	高知県共通仕様書準用
	第1章	溪間工	
	第2章	山腹工	
	第3章	地すべり防止工	
	第4章	海岸防災林造成工	
	第5章	仮設工	
第9編	耕地編	・・・・・・・・・・・・・・・・	高知県共通仕様書準用
	第1章	農地等基盤整備工事共通事項	
	第2章	ほ場整備工事	
	第3章	管水路工事	
第10編	公園編		
		都市公園技術標準解説書 (日本公園緑地協会) を参照	
第11編	建築編		
		建築・電気・機械設備工事については、国土交通省大臣官房官庁営繕部 (公共建築協会) 公共建築工事標準仕様書を参照	
第12編	下水道編	・・・・・・・・・・・・・・・・	高知市制定
	第1章	管路	
	第2章	処理場・ポンプ場	

上記のように第1編「共通編」第1章「総則」及び第12編「下水道編」を追記することとする。

# 第1編 共通編

## 第1章 総 則

### 第1節 総 則

#### 1-1-1 適 用

1. 共通仕様書は、高知市が発注する土木工事、港湾工事、農業土木工事、森林土木工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 請負者は、共通仕様書の適用にあたって、土木工事にあつては、「高知市請負工事監督実施要綱、高知市請負工事検査実施要綱」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、請負者はこれら監督、検査（完成検査、出来高検査）にあつては、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）167条の15第1項及び第2項に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
4. 特記仕様書、図面、又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、請負者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
5. 請負者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第26条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。
6. 設計図書は、S I単位を使用するものとする。S I単位については、S I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。

#### 1-1-2 用語の定義

1. **監督職員**とは、総括監督員、工事監督職員を総称していう。請負者には主として工事監督職員が対応する。
2. **総括監督員**とは、総括監督業務を担当し、主に、請負者に対する指示、承諾又は協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当者等に対する報告等を行うとともに、工事監督職員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。
3. **工事監督職員**とは、工事監督業務を担当し、請負者に対し直接施工技術の指導監督を行うものは、「工事監督職員」として指名され、請負者に通知される。主に請負者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は請負者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、**契約図書**に基づく工程の管理、**立会**、**段階確認**、**工**

事材料の試験又は検査の実施，設計図書の変更，一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに，一般監督業務の掌理を行う者をいう。

4. **契約図書**とは，契約書及び設計図書をいう。
5. **設計図書**とは，設計書，特記仕様書，図面，共通仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
6. **仕様書**とは，各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
7. **共通仕様書**とは，各建設作業の順序，使用材料の品質，数量，仕上げの程度，施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求，工事内容を説明したもののうち，あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
8. **特記仕様書**とは，共通仕様書を補足し，工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
9. **現場説明書**とは，工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
10. **質問回答書**とは，現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問に対して発注者が回答する書面をいう。
11. **図面**とは，入札に際して発注者が示した設計図，発注者から変更又は追加された設計図及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。ただし，詳細設計を契約図書及び監督職員の指示に従って作成され，監督職員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
12. **指示**とは，監督職員が請負者に対し，工事の施工上必要な事項について書面をもって示し，実施させることをいう。
13. **承諾**とは，契約図書で明示した事項について，発注者若しくは監督職員または請負者が書面により同意することをいう。
14. **協議**とは，書面により契約図書の協議事項について，発注者又は監督職員と請負者が対等の立場で合議し，結論を得ることをいう。
15. **提出**とは，監督職員が請負者に対し，または請負者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し，差し出すことをいう。
16. **提示**とは，監督職員が請負者に対し，または請負者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し，説明することをいう。
17. **報告**とは，請負者が監督職員に対し，工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
18. **通知**とは，監督職員が請負者に対し，又は請負者が監督職員に対し，工事の施工に関する事項について，書面をもって知らせることをいう。
19. **書面**とは，手書き，印刷等の伝達物をいい，発行年月日を記載し，署名または押印したものを有効とする。
  - (1) 緊急を要する場合は，ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが，後日有効な書面と差し替えるものとする。
  - (2) 電子納品を行う場合は，別途監督職員と協議するものとする。
20. **確認**とは，契約図書に示された事項について，臨場もしくは関係資料により，その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
21. **立会**とは，契約図書に示された項目において，監督職員が臨場し，内容を確認することをいう。

22. **段階確認**とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数量等を確認することをいう。
23. **工事検査**とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
24. **検査職員**とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
25. **同等以上の品質**とは、品質について、設計図書で指定する品質、又は設計図書に指定がない場合には、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質若しくは、監督職員の承諾した品質をいう。
26. **工期**とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
27. **工事開始日**とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
28. **工事着手日**とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。
29. **工事**とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
30. **本体工事**とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
31. **仮設工事**とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
32. **現場**とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
33. **S I**とは、国際単位系をいう。
34. **現場発成品**とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
35. **J I S規格**とは、日本工業規格をいう。また、設計図書の**J I S製品記号**は、**J I S**の国際単位系（**S I**）移行（以下「**新J I S**」という。）に伴い、すべて**新J I S**の製品記号としているが、旧**J I S**に対応した材料を使用する場合は、旧**J I S**製品記号に読み替えて使用出来るものとする。又、**J A S規格**とは、日本農林規格をいう。

### 1-1-3 設計図書の照査等

1. 請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書、技術職員業務必携等市販、公開されているものについては、請負者が備えるものとする。
2. 請負者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があつた場合は従わなければならない。
3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

#### 1-1-4 請負代金内訳書の提出

1. 請負者は、契約書第3条に基づき請負代金内訳書を、所定の様式により作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
2. 監督職員は、内訳書の内容に関し請負者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議は行わないものとする。

#### 1-1-5 施工計画書

1. 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての**施工計画書**を監督職員に**提出**しなければならない。

請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
  - (2) 計画工程表
  - (3) 現場組織表
  - (4) 主要船舶・機械
  - (5) 主要材料
  - (6) 施工方法（仮設備計画を含む）
  - (7) 施工管理計画
  - (8) 緊急時の体制
  - (9) 交通管理
  - (10) 安全管理
  - (11) 現場作業環境の整備
  - (12) 環境対策
  - (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
  - (14) その他
2. 請負者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
  3. 監督職員から指示された事項については、請負者は、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

#### 1-1-6 工事实績データ作成、登録

請負者は、受注時または変更時において、**工事請負代金額が500万円以上の工事**について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、**受注時は契約後**、土曜日、日曜日、祝日等を除き**10日以内**に、登録内容の**変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内**に、**完成時は工事完成後10日以内**に、**訂正時は適宜**登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略で

きるものとする。

#### 1-1-7 監督職員

1. 当該工事における**監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。**
2. 監督職員がその権限を行使するときは、**書面により行うものとする。**ただし、緊急を要する場合は監督職員が、請負者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。

#### 1-1-8 工事用地等の使用

1. 請負者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
2. 設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
3. 請負者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
4. 請負者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に、発注者が返還を要求した場合も遅滞なく発注者に返還しなければならない。
5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について請負者が復旧の義務を履行しないときは請負者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は請負者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、請負者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 請負者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

#### 1-1-9 工事の着手

請負者は、特記仕様書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り契約書に定める工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

#### 1-1-10 工事の下請負

請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が高知市の入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

#### 1-1-11 施工体制台帳

1. 請負者は、工事を施工するために締結した**下請負契約がある場合は、**別に定める建設業法施行規則第14条の2にしたがって記載した**施工体制台帳**を作成し、**工事現場に備えるとともに、監督職員**

に提出しなければならない。

2. 第1項の請負者は、建設業法施行規則第14条の5にしたがって、各下請負者の施工の分担関係を表示した**施工体系図**を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律にしたがって、工事関係者が見やすい場所及び**公衆が見やすい場所**に掲げるとともに**監督職員に提出**しなければならない。
3. 第1項の請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元請負者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
4. 第1項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。

### 1-1-12 請負者相互の協力

請負者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

### 1-1-13 調査・試験に対する協力

1. 請負者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
2. 請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
  - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
  - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
  - (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
  - (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. 請負者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
4. 請負者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

### 1-1-14 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、波浪、地震、津波、地すべり、落

盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-47 臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合
  - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
  - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合
2. 発注者は、請負者が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。
3. 前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

### 1-1-15 設計図書の変更

1. 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。
2. 請負者は、設計図書に変更申請図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

### 1-1-16 工期変更

1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と請負者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を請負者に通知するものとする。
2. 請負者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。
3. 請負者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。
4. 請負者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。
5. 請負者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。

### 1-1-17 支給材料及び貸与品

1. 請負者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 請負者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 請負者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事にあつては支給材料精算書を監督職員に提出しなければならない。
4. 請負者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督職員に提出しなければならない。
5. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
6. 請負者は、契約書第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示にしたがうものとする。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
7. 請負者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
8. 請負者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
9. 支給材料及び貸与品の所有権は、請負者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

### 1-1-18 工事現場発生品

請負者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。なお、引渡しに要する費用は請負者の負担とする。

### 1-1-19 建設副産物

1. 請負者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。
3. 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 請負者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
5. 請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設

汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

6. 請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に提出しなければならない。

#### 1-1-20 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1. 請負者は設計図書に従って、工事の施工について監督職員の立会にあたっては、あらかじめ報告しなければならない。
2. 監督職員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。
3. 請負者は、監督職員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

なお、監督職員が製作工場において立会及び監督職員による検査（確認を含む）を行う場合、請負者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 監督職員による検査（確認を含む）及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。
5. 請負者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。
6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
  - (1) 請負者は、設計図書に示された施工段階においては、段階確認を受けなければならない。
  - (2) 請負者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を行わなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、請負者は、段階確認を受けなければならない。
  - (3) 段階確認は請負者が臨場するものとし、確認した箇所に係わる監督職員が押印又はサインした書面を、請負者は保管し検査時に提供しなければならない。
  - (4) 請負者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができる様十分な機会を提供するものとする。
7. 監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、請負者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。

#### 1-1-21 数量の算出及び完成図

1. 請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 請負者は、出来形測量の結果を基に、土木工事標準積算基準書等の数値基準及び設計図書にしたがって、出来形数量を算出し、その結果を工事監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、出来形管理基準及び規格値お満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

3. 請負者は、出来形測量の結果及び設計図書にしたがって完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

### 1-1-22 品質証明

請負者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。

- (1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、出来高、中間検査をいう。以下同じ。）の前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。
- (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。
- (3) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
- (4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有する者とする。ただし監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

### 1-1-23 工事完成検査

1. 請負者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。

2. 請負者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 発注者は、工事検査に先立って、請負者に対して検査日を連絡するものとする。

4. 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

5. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。

6. 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。

7. 請負者は、当該工事完成検査については、1-1-20第3項の規定を準用する。

### 1-1-24 出来高検査

1. 請負者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第38条第

- 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、出来高に係わる検査を受けなければならない。
2. 請負者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
  - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
4. 請負者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。
5. 請負者は、出来高検査については、1-1-20第3項の規定を準用する。
6. 発注者は、出来高検査に先立って、監督職員を通じて請負者に対して検査日を連絡するものとする。

#### **1-1-25 中間検査**

1. 中間検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。
2. 中間検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。
3. 中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は請負者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を監督職員を通じて事前に連絡するものとする。
4. 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
5. 請負者は、当該中間検査については、1-1-20第3項及び1-1-23第4項の規定を準用する。

#### **1-1-26 部分使用**

1. 発注者は、請負者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 請負者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査に準じた検査を行い、品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

#### **1-1-27 施工管理**

1. 請負者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、施工管理を行わなければならない。
2. 請負者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。
3. 請負者は、「高知市土木請負工事技術監理指針」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、「出来形管理基準及び規格値」が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

#### **1-1-28 履行報告**

請負者は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。

### 1-1-29 使用人等の管理

1. 請負者は、使用人等（下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものを含む。以下「使用人」という。）の雇用条件、賃金に支払状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 請負者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うと共に、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

### 1-1-30 工事関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

### 1-1-31 工事中の安全確保

1. 請負者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達 平成13年3月29日）、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日）、港湾工事安全施工指針（（社）日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（（社）日本潜水協会）、作業船団安全運行指針（（社）日本海上起重技術協会）及び漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項について（水産庁漁港部建設課長、平成4年11月12日）、森林土木工事安全施工技術指針（林野庁森林整備部長）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。
2. 請負者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
4. 請負者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
5. 請負者は、工事現場付近における事故防止のため、一般の立入を禁止する場合、その区域に柵、門扉、立入禁止の標示板を設けなければならない。
6. 請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
7. 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
8. 請負者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達、平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室、平

成4年4月14日)に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
  - (2) 当該工事内容等の周知徹底
  - (3) 工事の安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
  - (4) 当該工事における災害対策訓練
  - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
  - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
9. 請負者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。
10. 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施業況について、ビデオ等又は工事報告書等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。
11. 請負者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、海岸監理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
12. 請負者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
13. 監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。
14. 請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
15. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に通知しなければならない。
16. 請負者は、工事施工箇所地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。
17. 請負者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
18. 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

### 1-1-32 爆発及び火災の防止

1. 請負者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
2. 請負者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督職員に使用計画書を提出しなければならない。
3. 請負者は、建設工事に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。
4. 請負者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

5. 請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

### 1-1-33 後片付け

請負者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

### 1-1-34 事故報告書

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

### 1-1-35 環境対策

1. 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、請負者は1-1-40第5項及び第7項の規定に従い対応しなければならない。
3. 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、請負者は必要な資料を提示しなければならない。
4. 請負者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとるものとする。
5. 請負者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、請負者は自らの負担で撤去し、処理するものとする。
6. 請負者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、トンネル工事を除き、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき技術基準

に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りでない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と**同等と見なす**。ただし、これにより難しい場合は、**監督職員と協議**するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、請負者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、**監督職員に提出**しなければならない。

7. 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書で使用を義務付けている場合には**、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告示、平成9年7月31日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期、現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。
8. 請負者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）第6条で定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を**積極的に推進**するものとする。

### 1-1-36 文化財の保護

1. 請負者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。
2. 請負者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

### 1-1-37 交通安全管理

1. 請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。
2. 請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
3. 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建

設省道路局長通知，昭和37年8月30日），道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日，国道利37号，国道国防第205号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき，安全対策を講じなければならない。

4. 請負者は，設計図書において指定された工事中用道路を使用する場合は，設計図書の定めに従い，工事中用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
5. 請負者は，指定された工事中用道路の使用開始前に当該道路の維持管理，補修及び使用方法等の計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において，請負者は，関係機関に所要の手続きをとるものとし，発注者が特に指示する場合を除き，標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
6. 発注者が工事中用道路に指定するもの以外の工事中用道路は，請負者の責任において使用するものとする。
7. 請負者は，特記仕様書に他の請負者と工事中用道路を共用する定めがある場合においては，その定めに従うとともに，関連する請負者と緊密に打合せ，相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
8. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。請負者は，毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには，交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
9. 工事の性質上，請負者が，水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は，水門，または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
10. 請負者は，建設機械，資材等の運搬にあたり，車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは，道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-1 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m
重量 総重量	20.0 t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t)
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t)
輪荷重	1.8m以上の場合は20 t
最小回転半径	5.0 t 12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

#### 1-1-38 施設管理

請負者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できるものとする。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

#### 1-1-39 諸法令の遵守

1. 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- |                         |                |
|-------------------------|----------------|
| (1) 地方自治法               | (昭和22年法律第67号)  |
| (2) 建設業法                | (昭和24年法律第100号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法        | (昭和31年法律第120号) |
| (4) 労働基準法               | (昭和22年法律第49号)  |
| (5) 労働安全衛生法             | (昭和47年法律第57号)  |
| (6) 作業環境測定法             | (昭和50年法律第28号)  |
| (7) じん肺法                | (昭和35年法律第30号)  |
| (8) 雇用保険法               | (昭和49年法律第116号) |
| (9) 労働者災害補償保険法          | (昭和22年法律第50号)  |
| (10) 健康保険法              | (昭和11年法律第70号)  |
| (11) 中小企業退職金共済法         | (昭和34年法律第160号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (昭和51年法律第33号)  |
| (13) 出入国管理及び難民認定法       | (平成3年法律第94号)   |

(14) 道路法	(昭和27年法律第180号)
(15) 道路交通法	(昭和35年法律第105号)
(16) 道路運送法	(昭和26年法律第183号)
(17) 道路運送車両法	(昭和26年法律第185号)
(18) 砂防法	(明治30年法律第29号)
(19) 地すべり等防止法	(昭和33年法律第30号)
(20) 河川法	(昭和39年法律第167号)
(21) 海岸法	(昭和31年法律第101号)
(22) 港湾法	(昭和25年法律第218号)
(23) 港則法	(昭和23年法律第174号)
(24) 漁港漁場整備法	(昭和25年法律第137号)
(25) 下水道法	(昭和33年法律第79号)
(26) 航空法	(昭和27年法律第231号)
(27) 公有水面埋立法	(大正10年法律第57号)
(28) 軌道法	(大正10年法律第76号)
(29) 森林法	(昭和26年法律第249号)
(30) 環境基本法	(平成5年法律第91号)
(31) 火薬類取締法	(昭和25年法律第149号)
(32) 大気汚染防止法	(昭和43年法律第97号)
(33) 騒音規制法	(昭和43年法律第98号)
(34) 水質汚濁防止法	(昭和45年法律第138号)
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(昭和59年法律第61号)
(36) 振動規制法	(昭和51年法律第64号)
(37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律	(昭和45年法律第137号)
(38) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成3年法律第48号)
(39) 文化財保護法	(昭和25年法律第214号)
(40) 砂利採取法	(昭和43年法律第74号)
(41) 電気事業法	(昭和39年法律第170号)
(42) 消防法	(昭和23年法律第186号)
(43) 測量法	(昭和24年法律第188号)
(44) 建築基準法	(昭和25年法律第201号)
(45) 都市計画法	(昭和43年法律第100号)
(46) 都市公園法	(昭和31年法律第79号)
(47) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成12年法律第104号)
(48) 土壌汚染対策法	(平成14年法律第53号)
(49) 駐車場法	(昭和32年法律第106号)
(50) 海上交通安全法	(昭和47年法律第115号)
(51) 海上衝突予防法	(昭和52年法律第62号)
(52) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	(昭和45年法律第136号)
(53) 船員法	(昭和22年法律第100号)

- (54) 船舶職員法 (昭和26年法律第149号)
- (55) 船舶安全法 (昭和8年法律第11号)
- (56) 自然環境保全法 (昭和47年法律第85号)
- (57) 自然公園法 (昭和32年法律第161号)
- (58) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号)
- (59) 緊急失業対策法 (昭和24年法律第89号)
- (60) 技術士法 (昭和58年法律第25号)
- (61) 空港整備法 (昭和31年法律第80号)
- (62) 計量法 (平成4年法律第51号)
- (63) 公害対策基本法 (昭和42年法律第132号)
- (64) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)
- (65) 航路標識法 (昭和24年法律第99号)
- (66) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号)
- (67) 職業安定法 (昭和22年法律第141号)
- (68) 所得税法 (昭和40年法律第33号)
- (69) 船員保険法 (昭和14年法律第73号)
- (70) 著作権法 (昭和45年法律第48号)
- (71) 電波法 (昭和25年法律第131号)
- (72) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42年法律第131号)
- (73) 日雇労働者健康保険法 (昭和28年法律第207号)
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号)
- (75) 国等による環境物品等の調達等に関する法律 (平成12年法律第100号)
- (76) 河川法施行法 (昭和39年法律第168号)
- (77) 漁港法 (昭和24年法律第267号)
- (78) 最低賃金法 (昭和34年法律第137号)
- (79) 水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
- (80) 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)
- (81) 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号)
- (82) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成18年法律第62号)
- (83) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第18号)
- (84) 警備業法 (昭和31年法律第80号)
- (85) 地方税法 (昭和25年法律第226号)
- (86) 関係都道府県条例及び市町村条例

2. 請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにならなければならない。

3. 請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適當であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。

### 1-1-40 官公庁等への手続等

1. 請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 請負者は、工事施工にあたり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これによりがたい場合は監督職員の指示を受けなければならない。
3. 請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。
4. 請負者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
5. 請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
6. 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
7. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

### 1-1-41 施工時期及び施工時間の変更

1. 請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

### 1-1-42 工事測量

1. 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員の指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また請負者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。
2. 請負者は、測量標（仮BM）の設置にあたって、位置及び高さの変動のないようにしなければならない。
3. 請負者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員に報告し指示に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
4. 請負者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。
5. 請負者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

### 1-1-43 提出書類

1. 請負者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。

ない。

2. 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金に関わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息申請書、監督職員に関する措置請求に関わる書類及びその他現場説明の際指定した書類を言う。

#### 1-1-44 創意工夫

請負者は、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時まで監督職員の指示する所定の様式により、監督職員に提出することができる。

#### 1-1-45 不可抗力による損害

1. 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員に報告するものとする。
2. 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。
    - ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
    - ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
    - ③ その他設計図書で定めた基準
  - (2) 強風に起因する場合最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合。
  - (3) 地震、津波、高潮、波浪及び豪雪に起因する場合、地震、津波、高潮、波浪及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。
3. 契約書第29条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、1-1-31及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負者の責によるとされるものをいう。

#### 1-1-46 特許権等

1. 請負者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に監督職員と協議しなければならない。
2. 請負者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

#### 1-1-47 保険の付保及び事故の補償

1. 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定に

より、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
3. 請負者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の写しを工事請負契約締結後原則1ヵ月以内及び工事完成時に、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
4. 請負者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保するものとする。
5. 請負者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保するものとする。

#### 1-1-48 臨機の措置

1. 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、波浪、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。